

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	齊藤 尚男
論文題目	「ライセンス亜種」とウェブ3.0時代の知的財産 —知的財産法と契約法の交錯の中で—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、筆者が「ライセンス亜種」と呼ぶ、権利不主張, standstill, defensive termination, springing licenseといった各種の契約類型を概観するとともに、AI/IoTの時代、Web3.0の時代を迎える中での各国におけるデータ保護、サブスクリプションといった新たな契約類型などを切り口として、その中で見えてくる従来の知的財産法体系の課題を探求することを目指すものである。</p> <p>本論文は、上記の問題意識を述べた第1章の「はじめに」と、第2章、第3章、第4章に分かれた本論、および第5章の「結論」からなる。本論で具体的に検討されるのは、「知的財産権の排他権的構成の契約による相対化」と題した第2章における「権利の本質論」と「契約による相対化」、「ウェブ3.0時代における知的財産」と題した第3章における「データ保護をめぐる契約法と知的財産法との緊張関係」、「データ保護をめぐる議論」、「サブスク時代における知財課題」、「従来の知的財産法体系とその問題点」と題した第4章における「知的財産法の『保護の間隙』と『債権的』知的財産権による補充」、「知的財産法上の保護に値する無対物の価値」、「手続法上の変化」、および第5章の「結論」である。各章の内容は、以下のとおりである。</p> <p>第1章では、「契約の相対化」として、本来物権として排他的な権利である差止請求権による絶対的な保護を生来的に備えた特許権が、例えばFRAND宣言という債権による制限に服し、差止請求権の行使に一定の制限を受けることにより、相対的な保護を受けるに留まるような事象を捉えて「債権（あるいは契約という言葉を使っている場合もある）による相対化」と呼ぶことで本論文が注目する事象を整理している。</p> <p>第2章では、「権利の本質論」を取り扱う。知的財産法の本質を議論する現代的意義として、新たな契約モデルにおける法律問題を検討していく上で、権利の性質論という原点に返った考察が未知の法律論の課題解決のヒントになり得ると考える点を述べている。専用権説や排他権説という古くから論争の対象となっていた見解の対立が、近時に至って、特許権の存続期間延長登録制度を巡っていずれが妥当かとの議論になった経緯を概観し、現代的な論点である権利不主張やstandstill, defensive terminationといった「ライセンス亜種」の法的性質を検討する上でも、専用権説と排他権説の伝統的な対立がクローズアップされてくることを明らかにする。</p> <p>第3章では、ウェブ3.0時代におけるいわゆるビッグデータの不正競争防止法による保護という行為規制法における排他権的構成の諸問題、メタバースやNFTアート取引における知財問題について触れる。データ保護をめぐる議論についても検討している。</p> <p>第4章では、既存の知財各法で保護されない、あるいは、保護が十分でない領域とし</p>			

て、ノウハウ、キャラクター権、パロディ権、商品化権、半導体IP、ビッグデータなど、事実上市場において価値を有するものが次々と生まれ、契約書により当事者間で規定され取引されてきている点を「契約による保護間隙の補充」と呼び、単に経済的価値を有するにすぎない無体物と、知的財産法上の保護に値する無体物との線引きをどこですべきかについて知的財産権の正当化根拠を概観する。

第5章として、本論文全体を総括した結論を、以下のようにまとめている。各章ごとに得られた知見を統合し、①権利の本質論に遡った知的財産法の体系的理解の再考、②知的財産法制における当事者自治の尊重、③権利消尽論などの既存の法理論のドグマ的信仰の撤廃という3つの点から整理し、それら3つの点で得られる効果をまとめて以下のとおり本論文の結論とした。

①権利の本質論に遡った知的財産法の体系的理解の再考として、本稿では、知的財産法の本質を議論する現代的意義として、新たな契約モデルにおける法律問題を検討していく上で、「専用権説」や「排他権説」といった権利の性質論を検討し、どちらかに絞った二分論よりも、排他権説を取りつつも、個別論点によっては、専用権説を採るといった柔軟性をもつことが未知の法律論の課題解決のヒントになり得ると考えた。

②知的財産法制における当事者自治の尊重では、テクノロジーの発展とともに次々と現れる新種の知的財産や取引形態について、パッチワーク的に国家が主導して法律による排他権的保護を与えるのではなく、法律は最小限の関与とし、「ライセンス亜種」に代表されるような当事者の債権的な知的財産保護を認め、当事者の自治に委ねることにより、限定提供データ、半導体集積回路配置法といった現実には使われないような法制度の整備という社会的な取引コストを削減することができるとともに、社会変化や技術革新などに応じた柔軟かつ迅速な保護が得られる。

③権利消尽論などの既存の法理論のドグマ的信仰の撤廃では、改正種苗法やサプライチェーンにおける侵害問題、SEP問題、NFTアート取引の実態などを見ると、場合によっては消尽の例外を認める必要もあり、特許法や著作権法といった知的財産権法の中心をなす部分についても、取引の実態やニーズに応じて裁判例等により消尽の例外事例が蓄積されるべきである。これにより、事例を通して少しずつ原則が修正され、権利者と利用者の適正な保護のバランスが図られると考える。

本論文の立場としては、既存の法理論のドグマ的信仰にとらわれることなく、知的財産権の正当化根拠につき飽くなき探求を進め、当事者自治に身をゆだねることが肝要であると考え。これにより、当事者間の知的財産権の「債権的」保護が促進され、社会変化や技術革新などに応じた柔軟かつ迅速な保護が得られるようになる。そのような流れの中で、起草者が想定したような権利者と利用者の適正な保護のバランスが時代を超えて自然と図られるようになる。と考える。

氏名	齊藤尚男
----	------

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、特許権を初めとする知的財産権の物権的性格を弱める、あるいは、権利の消尽や通常実施権の当然対抗など既存の制度・理論を迂回することを目的とした契約類型が実務で編み出されている状況を分析し、このような契約実務に対する評価と既存の法理論・法制度に与える影響の解明を主眼とするものである。

本論文の第1の意義は、このような課題に取り組むに当たって、知的財産権は専用権か排他権かという「権利の本質論」をめぐる伝統的な理論的課題に遡る一方で、必ずしも十分に紹介されて来なかった最新の契約実務を詳細に分析検討することを通して、理論と実務両面からのバランスの取れた考察が展開されている点にある。とりわけ、実務上の工夫として編み出された諸々の契約類型の内容と意義が、具体的な設例とともに紹介されている点は、最新の契約実務を理解する上で、非常に有益である。

また、従来、契約による消尽の迂回に対して否定的な態度がとられてきたのに対し、本論文は、むしろこれを一定の場合に許容する方向性を打ち出すなど、契約で示された当事者の意思を尊重した上で、これを個別の法理論に反映させるという斬新かつ意欲的な主張が展開されている点も興味深い。技術環境の急速な進歩に対して、立法による解決では迅速な対応が困難な課題が生じている中、特許発明を初めとする知的財産の活用を促進するための実務上の工夫として契約を重視すべきであるという実務家ならではの発想に基づき、種々の法的課題に関し、当事者自治の尊重を実現するための具体的提案が行われている点にも意義がある。さらに、ビッグデータの保護のあり方など現代的課題に対しても考察を広げた上で、契約重視という一貫した姿勢が貫かれており、今後の議論に対し有益な示唆を与えてくれる。

もっとも、このように研究の対象を広げた結果、テーマ間の関連性が不明確になっており、論文全体の構想が見えにくくなっているほか、個別の問題に対して掘り下げた検討が十分にされていない箇所も見られる。また、「権利の本質論」を考察の出発点に置く意義とこれがいかなる意味で個別の問題を解決する指針となっているのが必ずしも明確に示されていない。しかし、これらの理論的考察は、今後の研究の進展によって深められることが期待できる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、令和5年1月30日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降